

基本構想

第 1 章

まちづくりの基本方針

1 将来都市像

2 目標人口

3 土地利用

第1章

まちづくりの基本方針

1 将来都市像

「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」

合併により誕生した新しい「西条市」は、愛媛県下屈指の規模を誇る人口や市域面積をはじめ、豊富な水と緑、四国地方において突出した産業基盤、そして長い歴史に育まれた文化など、瀬戸内圏域に十分な存在感を示す一大都市にふさわしい、「総合力」を持つに至りました。

そうした中で、時代の潮流を踏まえながら、私たちの子々孫々の代を見据えた長期的な視点に立って、当市のあるべき姿を考えると、そこに理想の都市像として現れてくるのは、全ての人々が豊かな水と緑の恵みを受けながら、安心して幸せな生活を送ることができる都市、また、「自己決定」と「自己責任」の原則に基づいて、主体的なまちづくりを進めて地域の元気を生み出すことにより、「自立」と「自活」を実現した都市であると考えます。

また、四国地方における交通の要衝にふさわしい、恵まれた交通条件も活かしながら、当市の持てる「総合力」を生活の豊かさや地域の活性化に結び付けて、それに伴う情報発信により、人・もの・情報が集う魅力ある都市を創出していきたいと考えます。

そして、地域住民の一日も早い融和と一体感の醸成を図りながら、超長期的な視点に立って、このような理想とする都市像を実現するために、「西条市十年の計」とも言うべき、この基本構想においては、「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」を将来都市像として、これからのまちづくりを進めていきます。

2 目標人口

少子高齢化に伴う人口減少社会へと突入し、人口増加が続けてきたわが国にとっては、歴史的な転換点にあります。当市では、本計画において将来都市像を具現化し、就業機会の拡大や多様な世代の定住を促進することにより、目標年次である平成27年度における総人口については、120,000人をめざします。

3 土地利用

土地利用については、これまでの土地利用計画や区域区分（線引き）の廃止による動向を踏まえつつ、当市の社会的、経済的、自然的条件に十分配慮しながら、適切な土地利用に取り組んでいきます。

（1）基本的な考え方

①将来都市像に整合した土地利用の推進

水辺環境、森林、里山、などの豊かな自然環境の保護や、快適な環境を保全するとともに、公害などの発生を防止し、交通の利便性や周辺地域との調和など当市の立地条件を十分に踏まえつつ、当市の将来都市像と整合のとれた土地利用を推進します。

②広域的に秩序と均衡ある土地利用の推進

快適でうるおいのある居住環境を確保するために、無秩序な開発や土地利用を規制して、自然環境や水資源を保全するとともに、全市規模での均衡ある発展に十分配慮しながら、適切かつ計画的な土地利用を推進します。

（2）土地利用の方針

土地利用の基本的な考え方や都市再生の観点も踏まえ、次のような方針で土地利用に取り組みます。

①住宅ゾーン

定住を促進し、目標人口を達成するためには、優れた居住環境の確保が不可欠です。住宅としての土地利用にあたっては、交通の利便性や、商業施設・福祉施設等の生活利便施設の立地など、地理的条件を十分に考慮して計画的に配置することとします。また、既成市街地においては、土地区画整理事業等による面整備を通じて、住宅環境の向上を図ります。

②商業・業務ゾーン

既存の市街地への立地を継続していくことを基本とします。

また、特に商業系の利用については、日常の生活利便性の確保という観点から、住宅機能との連携を推進します。

③工業ゾーン

まとまった工業系の用途については、主に臨海部における立地を基本とします。また、内陸部においては、住宅地周辺の生活環境の保全に配慮しながら、適切な立地を促進します。

④農業ゾーン

農業への土地利用は、第1次産業の基盤としての機能とともに、自然環境の保護や水資源の保全にも直結するものです。農業振興に必要な農地を守りつつ、幹線道路周辺等の農地については、農業振興や都市計画との調整を図りながら、有効な利用について検討していくこととします。

⑤自然環境保全ゾーン

山間地域、海浜、自然林等、自然系の土地利用については、今後とも保全を基本にします。また、特に森林については、水源の涵養機能及び自然災害の抑止機能など、その多面的な機能を確保します。



第2章

施策の大綱

- 1 健康で幸せな暮らしを実感できるまちづくり
- 2 豊かな自然環境を実感できるまちづくり
- 3 安心で快適な生活空間を実感できるまちづくり
- 4 豊かな心を育む教育・文化を実感できるまちづくり
- 5 産業の活力を実感できるまちづくり

1 健康で幸せな暮らしを実感できるまちづくり

(1) 高齢者福祉の充実

高齢者が、健康で自立した日常生活を続けることができるように、介護予防事業を推進します。

介護を必要とする高齢者に対しては、介護施設の整備と活用を推進し、介護サービスの充実を図ります。また、在宅での生活を支援するための事業の拡大に努めます。

さらに、実際に介護サービスを提供する組織に対しても支援を行い、高齢者が満足できる支援体制を市民・企業・行政が一体となって構築します。

(2) 地域福祉の充実

障害者の自立を支援するため、障害者自立支援法施行に伴い、サービス利用者に支障をきたすことのないよう円滑な運用体制の確立に努めるとともに、障害者が地域社会の一員として安心して生活できるよう、ノーマライゼーションの普及啓発にも努めます。

母子・父子家庭については、生活の安定や経済的自立のため、民生児童委員などとの連携を図り、相談・指導体制の充実と情報交換等を支援します。

また、すべての人が、住み慣れた地域で、生きがいを持って生活を送れるよう、支え合いの精神を啓発し、NPOやボランティア団体などの組織の育成に努めるとともに、団体との連携強化により、地域福祉活動を積極的に推進します。

(3) 健康な生活の支援

健康は、豊かな生活を送る上では欠かせないものです。市民一人ひとりが健康に関心を持ち、壮年期死亡の減少や健康寿命の延伸、さらには生活の質の向上を目標とした、自らの健康と家族の健康を守る主体的な健康づくりを支援していく施策を推進します。

また、地域に密着した医療サービスを安心して受けることができるよう、関係機関との連携を図りながら、地域医療体制の充実に努めます。

(4) 子育て環境の充実

少子化の時代にあって、次代を担う子どもたちを産み育てやすい環境を構築することが重要となっています。女性の社会参加が進み、保育ニーズは多様化する中で、保育サービスの充実に図り、民間と連携しながら、地域間格差の是正に取り組めます。

あわせて、育児相談・指導等を実施し、育児不安などの解消を図ります。

さらに、児童館など地元で遊ぶことのできる施設の充実に図り、放課後児童クラブやファミリーサポートシステム^{*}の導入など、地域ぐるみの子育て支援体制をめざします。

ファミリーサポートシステム

子どもの独立などにより、他人の子どもを預かることが可能になった家庭を登録し、子育て世代の子ども達を一時預かりをすることにより、地域で子育ての支援を図る取り組み。

2 豊かな自然環境を実感できるまちづくり

(1) 自然環境の保全

恵まれた水資源や、石鎚山をはじめとする山岳、瀬戸内海など豊かな自然環境は当市の貴重な財産であり、次の世代に引き継いでいくため、無秩序な開発を抑制し、自然環境の保護に取り組めます。

また、海浜や河川、森林など自然環境の保全・再生を進めるとともに、絶滅が危惧される小動物の保護に努めます。

(2) 生活環境の整備

快適な暮らしを守るために、騒音、大気汚染、水質汚濁、悪臭等の公害防止に努めるとともに、廃棄物の適正な処理、3Rの促進による循環型社会の構築、不法投棄の防止等といった、環境に配慮した施策を、市民・企業・行政が一体となって推進します。

また、河川や道路等の公共の場の環境美化に積極的に取り組み、安全で、美しさとうるおいを感じる生活環境を創造します。

(3) 環境資源を活かした地域づくり

当市の恵まれた自然環境をまちづくりに活かし、対外的にアピールをすることにより、地域のイメージの向上を図りま

す。

恵まれた水資源については、水を活かした都市環境の形成をさらに推進し、「水の都」の魅力をアピールするとともに、限りある資源であることを再認識し、「水の都」であり続けるために、「水」の質と量の保全に努めます。

また、自然とふれあうことのできる、公園・緑地など拠点となる施設や空間の充実を図るとともに、それらを活用したエコツーリズム*を推進します。

さらに、省エネルギーや新エネルギー*の利用を推進し、環境への負荷の少ない地域社会の形成をめざします。

エコツーリズム

エコロジーとツーリズムを組み合わせた造語。動植物などの自然資源に恵まれた地域で、自然環境との共存を図りながら、自然観察を行ったり、昔の生活や歴史を学んだりする新しい形の観光。

新エネルギー

太陽エネルギーや風力エネルギー等の自然エネルギーや、メタノール、天然ガス等、燃焼時に有害物の排出が少ないエネルギー等、環境への負荷が少ないエネルギーの総称。

3 安心して快適な生活空間を実感できるまちづくり

(1) 交通体系の整備

道路については、幹線道路（国道11号バイパス整備・今治小松自動車道全線開通等）の早期実現を要望するとともに、無料化される東予有料道路を含めた主要幹線道路とのアクセス道路の整備を促進します。また、生活道路の整備についても、計画的かつ効率的な整備を推進します。

鉄道網については、利便性向上のため、フリーゲージトレイン*のJR予讃線への早期導入を要望するとともに、市内移動手段としての利用啓発に努めます。

海上交通については、東予港の機能強化をめざします。

市内移動の円滑化を推進するとともに、自ら移動手段を持っていない交通弱者に対しては、利便性を失うことのないよう、公共交通機関の拡充を図ります。

フリーゲージトレイン
新幹線（標準軌）が在来線（狭軌）に直通運転することができるよう、車両の車輪幅を軌間（ゲージ）にあわせて自動的に変換する電車。乗り換えの手間がなくなり、所要時間の短縮を図ることが可能。

(2) 都市基盤の整備

都市基盤については、市民と企業がともに満足できるよう、引き続き充実していく必要がありますが、その際には、障害の有無や年齢にかかわらず、すべての人にやさしいユニバーサルデザイン*の考え方を持ったまちづくりを進めていく必要があります。

また、循環型社会の構築を推進するためにも、木材を活用したまちづくりに取り組む必要もあります。

駅周辺等の市街地については、面整備や街路整備を通じて、快適な都市環境を形成します。

港湾施設については、東予港の港湾整備の早期着工・早期完成をめざします。

上水道については、未整備地区の整備を図るとともに、下水道については、計画区域の検討を行い、整備・普及を促進します。

都市公園については、市民が親しみやすい施設として整備するとともに、安らぎと憩いの空間としての機能や、防災拠点としての機能の拡充に努めます。

また、定住促進のため、良好な住宅環境を形成するとともに、公営住宅の整備・充実などにより、多様な居住ニーズに対応します。

ユニバーサルデザイン
年齢や身体状況などにかかわらず、誰もが安全に使いやすく、わかりやすい暮らしづくりのために、モノや環境・サービスを設計する考え方。

(3) 防災体制の強化

生活基盤の整備には、利便性・快適性だけでなく、大雨・地震などの大規模な自然災害にも適切に対応できる、地域の防災体制、防災基盤の整備など安全・安心なまちづくりが不可欠です。また、山間部や河川流域など、災害が発生する可能性が高い地域においては、優先的に必要な対策を講じます。

また、大規模な災害発生時には、迅速に対応できるよう、消防・救急体制の強化とあわせて、消防団や自主防災組織など地域における組織の充実を促進します。

また、地域の身近な公共施設については、耐震性の強化を図り、地震等の災害時の避難場所としての機能を果たせるようにします。

(4) 地域情報化の推進

いつでも、どこでも、誰でもITの恩恵を実感できる、いわゆるユビキタス社会の実現により、日常生活においては、インターネットなどによって、さまざまなサービスを受けられるようになり、地域情報化の推進は不可欠となっています。

各種講習会の開催などを通じて、市民の情報化レベルの向上を図るとともに、情報通信基盤の整備・構築についても支援を行い、地域の情報化を推進します。

行政情報化については、電子申請の導入や、GIS（地理情報システム）*の導入の検討など、市民にとって便利で効率的な電子行政サービスの提供をめざします。

また、教育・文化の分野においても、教育・文化施設のネットワーク化や、学校教育における情報教育の充実に努めます。

GIS（地理情報システム）
Geographic Information
Systems の略。文字や数字、
画像などを地図と結びつけ
て、コンピュータ上に再現し、
位置や場所からさまざまな情
報を統合したり、分析したり、
分かりやすく地図表現したり
することができる仕組み。行
政・市民生活・企業活動の現
場で幅広く利用することが可
能。

4 豊かな心を育む教育・文化を実感できるまちづくり

(1) 学校教育の充実

学校教育を生涯学習の基礎と位置づけて、生きる力を持った心豊かな人材を育てるために、児童生徒一人ひとりの自主性や創造性、協調性を伸ばすための学校教育に取り組みます。

また、地域の特性を活かした個性ある教育を進めるとともに、家庭や地域社会との連携を図りながら、地域社会に開かれた教育をめざして、教育現場における地域の人材の積極的な活用にも取り組みます。

(2) 人材教育・活用の充実

将来の地域を担う人材を、地域で育てていくために、地域内外の教育機関との連携を図りながら、地域内でも高いレベルの教育が受けられるようなしくみづくりに取り組みます。

また、地域の人材を活用するために、女性やシルバー層、ハンディキャップのある方々なども、生涯にわたる社会参加を通じて、その個性や能力を発揮できるような環境づくりに努めます。

(3) 地域文化の継承・振興

これまでに育まれてきた市民文化を大事にしながら、現在も取り組まれている草の根の芸術文化活動を支援するとともに、より質の高い芸術に触れる機会を創出することにより、地域の芸術水準の向上を目指します。

また、水や柿、和紙といった、地域のそれぞれの特長・特産を融合しながら、一体感を感じさせるような新しい地域文化の形成を進めます。

(4) 歴史文化の保全・活用

郷土の偉人や歴史にまつわる史跡をはじめ、民俗資料などの文化財の保全に努めるとともに、それらを広く紹介する施設の整備や充実に取り組みます。

また、元気のあるコミュニティづくりのために、「西条まつり」をはじめとする各地域の伝統的な祭事や芸能など、地域でこれまで培われてきたイベントの保存や情報発信の拡大、それらのイベント相互の連携を進めます。

(5) 生涯学習の充実

市民一人ひとりが、それぞれのライフステージにおいて、自らの能力や適性、意欲に応じて学ぶことのできるよう、より多様な学習機会の提供に努めます。

また、地域社会における「人づくり」のための教育力を向上させるとともに、市民の誰もが、生涯学習を通じて得た知識や能力を、社会に還元することができるような「しくみづくり」を推進します。

さらに、それらの生涯学習活動を推進するために、教育・文化施設など必要な公共施設の整備充実にも取り組みます。

(6) スポーツ・レクリエーションの振興

市民の誰もが、その生涯を通じて、それぞれのライフステージに応じたスポーツやレクリエーションを楽しめるよう、そのための機会を積極的に提供していくとともに、様々なスポーツ活動に対する支援や、スポーツ・レクリエーション施設の整備充実を進めていきます。

また、平成29年の第72回国民体育大会の開催を視野に入れて、会場の誘致に取り組むとともに、既存施設の再整備も含めた、必要な施設の整備についても検討していきます。

(7) 人権・同和教育の推進

同和教育をはじめ様々な人権問題を解決するとともに、人権が尊重される明るい郷土づくりを進めるため、市民一人ひとりに広く人権感覚が浸透するよう、人権・同和教育を充実していきます。

また、人権尊重に関する施策を積極的に推進することにより、人権文化の根づいた、明るく住みよいまちづくりの実現に努めます。

5 産業の活力を実感できるまちづくり

(1) 農業

農業の活性化及び食料の安定的供給を実現するため、地域の特性を活かした高い生産性と収益性を持つ、活力ある近代農業の確立をめざします。

このため、地域農業の支援体制づくりや担い手の育成、土地改良・ほ場整備を通じた農業生産基盤の整備を進めます。

また、「地産地消」と連携した「食育^{*}」の促進や、環境保全型農業の振興とともに、新技術の活用や、高付加価値化による農産物のブランド化、多種多様な農産物の全国に向けた情報発信及び販路拡大等を推進します。

さらに、市民が農業に親しめるよう、遊休農地などを利用した市民農園の整備を推進するとともに、農業と観光とが連携したグリーンツーリズム^{*}の振興により、観光客向け農業の展開を進めます。

食育

食の大切さを知り、身体や心の健康を育むこと。

グリーンツーリズム

農山漁村などに長く滞在し、農林漁業体験やその地域の自然や文化に触れ、地域の人々との交流を楽しむ旅のこと。

(2) 林業

森林資源の保全と、水源の涵養機能及び自然災害の抑止機能など、森林が持つ多面的機能を重視する観点から、関係者の連携のもと、地元産材を利用した公共施設の整備などを推進することにより、林業の経営基盤の充実・強化に取り組みます。

また、造林・育林などの事業活動を支援することにより、緑豊かな森林づくりに努めるとともに、林道などの整備を推進します。

(3) 水産業

内海沿岸漁業としての特性を活かした水産業の振興を図るために、漁港の整備や、漁業環境の調査・保全と資源管理を重視した沿岸漁場の整備に努めます。

また、魚介類の放流による資源の培養、栽培漁業、養殖業などの「つくり育てる」漁業を推進します。

さらに、水産業の担い手の高齢化や減少に対応して、漁業者の経営の支援とともに、高付加価値化による水産物のブランド化、「食育」や観光との連携による活性化を図ります。

(4) 工業

東予インダストリアルパークや東ひうち（1号地）工業用地をはじめ、地域内への企業誘致や、既存工業の新規分野への事業展開を促進して、四国地方において突出した規模を誇る産業集積の、さらなる発展・強化をめざします。

また、手すき和紙や酒造などの地場産業の振興を図るため、伝統技術の継承や、ブランド化による全国に向けた情報発信、地域内外での新しい市場の開拓などに取り組みます。

(5) 商業

少子高齢社会の到来や、消費者ニーズの多様化に対応した、新しい商業機能の形成をめざします。

特に、各地区商店街及び周辺商業地については、住宅などと連携した身近な商業施設としての整備を図るとともに、新規出店の促進や、生活者及び消費者を誘引するための、新たな仕組みづくりなどにより、地域の個性を活かした面的な商業活性化策を推進します。

(6) 情報活用による産業支援

新規産業の育成や既存産業の新規分野への事業展開などを促進し、活力ある地域産業を構築するため、西条市産業情報支援センターを拠点として、情報通信技術を駆使した、ハード・ソフト両面にわたる産業情報提供システムの充実に取り組みます。

(7) 新規産業

地域内発型の産業振興と雇用機会の創出を図り、地域経済の持続的発展を実現するため、西条市産業情報支援センターを拠点とした産学官の連携のもと、起業支援や技術交流、起業家教育など、新規産業の育成や、既存産業の新規分野への事業展開に対する、積極的な支援に取り組みます。

また、地域再生計画として認定されている「西条市食品加工流通コンビナート構想」を推進して、農水産品の生産と製造・加工及び流通を一体化した新しい事業形態の創出するとともに、水資源や自然環境など地域の特性を活かした新規産業の育成にも積極的に取り組みます。

(8) 集客産業

地域における、あらゆる産業と連携した観光集客の推進を図るため、集客施設の整備や既存施設の再整備を進めます。

また、訪問客が最初に立ち寄る地域観光の拠点として、伊予西条駅周辺、壬生川駅周辺、石鎚山ハイウェイオアシスなどにおける観光関連機能を整備します。

さらに、既存の観光資源を活かしながら、当市独自の自然、歴史及び文化などを活用した新しい観光ルートの創出や、企業の製造施設などの産業観光への活用を進めるほか、周遊・滞在型旅行のための環境整備や、ホスピタリティ*の向上に努めます。

同時に、近隣市町との連携のもと、広域観光ルートの形成を推進するとともに、観光協会の機能を強化して、地域観光情報の発信に積極的に取り組みます。

ホスピタリティ
心のこもったもてなし、歓迎
の精神のこと。

(9) 人材育成

(株)西条産業情報支援センターや(財)東予産業創造センター、商工団体などによる連携のもと、若手や女性を含めた幅広い人材の発掘や、企業経営者を対象とした経営ノウハウなどについての教育、国際的な人的交流の促進などにより、将来の地域産業を担う人材の育成に取り組みます。

また、企業間・異業種間での情報交流や技術交流、人材のマッチングを通じて、全国の先進的な企業や研究機関、研究者などとのネットワークの構築を進めることにより、地域の企業が価値を高め、成長していくことのできる環境づくりをめざします。

第3章

構想の実現に向けて

- 1 経営感覚のある行財政運営の実践
- 2 市民参画・情報公開の推進
- 3 コミュニティ活動の促進
- 4 市民活動の拡充
- 5 広域連携の推進

1 経営感覚のある行財政運営の実践

行政改革大綱に基づき、「指定管理者制度」などの民間活力の導入や、行政サービスの外部委託などを進めながら、行政コストの削減をはじめ、事務事業評価システムの活用などによる、限られた財源の重点的配分や経費支出の効率化を徹底します。

また、合併の利点を最大限に活かして、計画的な行政職員の削減や、適正な人員配置に努めるとともに、能力開発の奨励などによる資質の向上に取り組むことにより、行政事務の効率化や市民サービスの向上、さらには地方分権の進展に対応できる行政体制の強化をめざします。

加えて、行政サービスの低下を招くことがないように配慮しながら、公共施設の整備・統廃合を検討していきます。

2 市民参画・情報公開の推進

市民がまちづくりに積極的に参画し、自らの責任と選択に基づいて行動することができるよう、市政に関する情報の積極的な公開と提供に取り組めます。

また、市民の意見をまちづくりや行政施策の意思決定過程に反映する上で、特に必要となる「対話と協働の場」づくりを進めるとともに、行政職員においては、市民参画のまちづくりに対応できる能力の向上や、意識改革を図ります。

さらに、性別にとらわれることなく、まちづくりに男女が共同で取り組んでいくことができるよう、啓発活動を積極的に展開していくとともに、女性の社会参加を支援するための仕組みづくりも推進していきます。

3 コミュニティ活動の促進

地域の融和と一体感の醸成を進めて、各地域の均衡ある発展や、市民参画による魅力的で元気あふれるまちづくりを展開していくためにも、自治会などのコミュニティの活動や役割は、より重要なものとなっています。

まちづくりの根幹を担う、市民主体のコミュニティ活動を促進するため、その拠点となる公民館や地域交流センターなどの整備を進めます。

また、コミュニティを単位とする、市民自らが主体となった地域づくり活動を支援するとともに、地域住民やコミュニティ活動相互の交流を図ることにより、自主防災組織の拡充や、地域のさらなる融和と一体感の醸成を推進していきます。

4 市民活動の拡充

行財政改革の進行に合わせて、多様な主体の参画によるまちづくりを推進するとともに、これまで行政が果たしてきた役割の一部を市民などが担っていくために、ボランティア団体やNPOなど、新しい形の市民組織の育成や、これらの活動に対する支援を積極的に進めていきます。

5 広域連携の推進

都市間競争が激化する中、地域間の連携と交流によって自立した地域社会を形成し、各地域が主体的にまちづくりを進めていくことが、重要な課題となっています。

また、地方分権の進展に伴い、地域の連携による広域的、総合的な施策を展開していくことが求められています。

このような時代の要請に対応して、関係する地方公共団体や関係機関との連携及び協調を積極的に進めながら、広域観光ルートの形成など、広域的な課題への対応や、効率的な行政の実現に取り組んでいきます。